

一九〇七年に於ける英露協商成立の研究（一）

大村，作次郎

<https://doi.org/10.15017/2344453>

出版情報：史淵. 3, pp.132-148, 1931-12-28. 九州帝国大学法文学部
バージョン：
権利関係：

一九〇七年に於ける英露協商成立の研究（一）

大村作次郎

世界大戦前歐洲國際外交史に於て、三國協商の成立は最も重要な問題の一つである。ビスマルクの天才的外交によつて、獨逸の歐洲に於ける國際的霸權の確立を見た、「ビスマルク時代（一八七一—一八九〇）以後、獨逸に對する霸制運動は漸次其の勢力を強め、先づ佛露同盟、次いで英佛協商、最後に英露協商の成立を見て、所謂三國協商の完成となり、三國同盟、三國協商の對抗と云ふ緊張時期を経て世界大戦に至りしものである。されば、三國協商運動の發展は、それ自ら獨逸の國際的勢力の減退を示すものであつた。三國同盟がビスマルクの手によつて一時に成立したに反し、三國協商は、歐洲國際關係の微妙なる運きに從つて、漸次其の形態を作り行きし點に於て、協商發展の歴史は頗る興味深きものと考ふべきである。

佛露同盟の問題に關しては、既に一九一八年佛國外務省より、該同盟の内容と交渉に關する文書集公表され、(Livre jaune : L' Alliance franco-russe.) 其後詳細に研究たれ、O. Becker, Das französisch-russische Bündnis 及び W. L. Langer, The Franco-Russian Alliance 1890—1894. 其他多くの文献を有する。英佛協商に關しては、從來史料の不足の爲に充分明かならざる點多かりしが、英國外務省文書集第二卷 (British Documents

on the Origins of the War 1898—1914. Vol. II. The Japanese Alliance and the French Entente. 1927)

出づるに及び、協商成立の内容大いに明かとされた。併し、此の英國文書を完全に利用した研究は未だ現れないやうである。本稿の題目とする英露協商に關しては、これ亦英國文書集第四卷 (Vol. IV. The Anglo-Russian Rapprochement 1903—7, 1929.) の公表によつて、始めて其の詳細明かとなりしが、未だ其の完全なる利用を見ない。此の點に於て筆者は、上述の「佛露同盟」の著者 O. Becher の續卷 "Die Triple-Entente" の出版を、鶴首して待つて居るのであるが、未だ其の刊行を見ざるやうである。猶、佛露、英佛、英露の三問題に關しては一九二九年以來公刊中である佛國外務省文書集、及び本年愈々其の公刊開始を見るに至りし、ソギエツト政府の手による露國文書集が、各々該問題に關する卷を公けにする時、一層の開明を見るべきは明かである。獨逸文書集 Die Grosse Politik が夫々利用されるべきは、言を俟たない事である。

英露協商なるものは、決して一九〇七年に至つて一時に成立したのではなく、先の英佛協商と同様に、其の過去數年間の迂餘曲折を経て漸く成立したものである。

英露兩國間に存する諸紛争を除かんとする考への萌芽は、既に早く英佛協商の交渉中に於て見られる。一九〇三年七月六日より九日にかけて佛國外相 Delcassé は大統領 Loubet と共にロンドンを訪れたが、此の時佛國外相と英國植民大臣 Chamberlain との會談に於て、チエムバレーンは、英國は露國との了解に反對するものではないが露國の揚子江に於て取れる反英政策の爲に困難であると述べたやうである。英國外相 Lansdowne は七月二十九日に於ける露國大使 Benckendorff との會見に於て、一八九九年四月二十八日の英露協定 (露國は揚子江

流域に於ける英國の、英國は萬里長城以北に於ける露國の鐵道計劃に關して防害せず)によつて、該方面に於ける一部の了解は成立したが、其の他に尙ほ了解の成らざる諸點存し特に滿洲に於て然り、英國政府は決して露國との了解に反對するものではないが、露國としては其の際殊に滿洲に關して其の意圖を明かにすべきであると述べてきた (British Documents, Vol. II, No. 242)。露國大使は八月十二日英國外相を訪れ、露國の滿洲徹兵は其の時期を明らかにし得ないが成るべく早く行ふ考であると述べ、英露兩國政府の一般的了解の可能性に就いて語る處があつた (No. 243)。

英佛の了解が其の補足として英露の了解を要求するに至るべきは、自然の成行きであつた。上述のランスダウシの言によつても明らかなる如く、英國としては露國との接近に強ち反對するものではなかつたが、英露間には幾多の歴史的紛争點を有して居た。其の中歐洲に於てはボスボラス、ダーダネルス海峽問題が最も重要であつた。兩海峽の支配は、露國南下政策の長い間の目的であり、此の問題の爲に英露兩國が幾多烈しい争ひを繰返した事は、過去の歴史に於て明かである。然し英國の對土耳其政策は、一八九五年の有名なる Salisbury の土耳其分割案を劃期點として、從來の土耳其保全主義より分割政策に變じ、露國の海峽支配政策は英國にとつて從來程の重意義を有せざるに至つた。されば一九〇三年二月此の問題が Committee of Imperial Defense によつて論議された時、露國が君府を占領し兩海峽を自由に出航し得た場合、地中海の勢力均衡は如何なる變化を受くべきか、の質問に對し其の返答は次の如くであつた。

The answer to this question unanimously accepted by the Committee was that, while Russia would

no doubt obtain certain advantages from the change, it would not fundamentally alter the present strategic position in the Mediterranean. (B. D. Vol. IV. No. 55. Memorandum. 以下記す番號は凡て英國文書第四卷のもの)。

斯くて兩海峽問題は必ずしも打克ち難き障害ではなつたが、之に反してアジアに於ける諸問題は兩國の接近に頗る大なる困難を與へた。抑々、英國のアジア政策の中心は、印度の確保と支那に於ける勢力の伸張とに存して居た。此の點に於て露國の中亞、極東侵略政策は、其の全範圍に於て英國を脅すべきものであつた。特に中亞の諸問題は印度との關係に於て、英國の最大の關心を惹くものであつた。先づベルシアに對する露國の政治的、經濟的壓迫は十九世紀末に於て著しく強大と成り、英露の敵對は頗る顯著と成つた。斯かる状態を良く示せるものは、Lord Curzon が印度總督として着任後九箇月を経た一八九九年九月二十一日、印度政府がベルシア及びベルシア灣に於ける英國政策に關して本國政府に送つた“Curzon Despatch”として知らるゝ頗る長文の有名なる報告書である。其の一節に曰く、「ベルシアは、前國主が始めて歐洲を訪問してより、歐洲政策の渦卷の中に益々引込まれたり。ベルシアは、一は其の弱さの増大より、尙ほ更には其の無視され居れども潜在せる資源によつて示さるゝ機會によりて、歐洲の注意を惹かざるを得ざる國の一つなり。其のアジアに於ける利害が吾人の其れと必ずしも一致せざる一強國の益々増大する動力が、ベルシア及びアフガニスタンに切迫しつゝあり。而かもベルシア灣は他の而して時には敵對國の注意を惹き始めつゝあり。現在として吾人の野心は、吾人の築き上げし利權の覆さるゝを阻止するに止まる。吾人は政治的現狀が維持され得る限りは之を亂すを欲せず、されど吾人は速かな

る決定と速かなる行動を切望す。何となれば吾人の奮起するに非れば、既に動搖しつゝある均衡が吾人の不利に攪亂さるゝならん事を憂ふべき充分の理由存す。東西ベルシアの自然的境界を作れる砂漠を横切る露國の進出は印度政府として之を不安なしには眺め得ざりき。何となれば、ベルシアの利害と獨立を尊重すべき露國の保證はベルシア及び英國の利害を侵蝕作用より救ふには全く不充分なり」(Crook, *History of Modern Europe*, pp. 369—370)。ベルシア灣地方に於ける英國の勢力は、十九世紀初頭以來の開拓にかゝるもので、諸酋長は英國以外の國とは取引を爲さざる事を約し、*Bahrain* 諸島及び *Kowat* 王國を殆んど保護國として居た。之にも拘らず露國の勢力は次第に進出し來つたので、英國相外ランスタグウンは一九〇三年五月十五日宣して曰く、「第一に吾人はベルシア灣に於ける英國貿易を保護、促進すべし。第二に吾人は他國の合法的貿易を排除すべからず。第三に、若し他の何れかの國が灣に於て海軍根據地或は軍港を建設せば、吾人は之を英國の利害に對する重大なる脅威と認むべし、而して吾人は其の有する凡ゆる手段によりて確かに之に抵抗せざるべからず」。更に一九〇三年十一月には印度總督が海軍示威運動をベルシア灣に行ひ、英國の決意頗る強きものあるを知らしめた。兎に角、露國が北ベルシアのみならず南ベルシア更にはベルシア灣に港を得んとするに至つては、印度に對する甚大の脅威たるべきであつた。弱きベルシア政府の力を以て此の露國の進出を阻止せんとするは到底不可能であつて、寧ろベルシアが露國の勢力下に陥るべきを恐れなければならなかつた。故に若しベルシアに於ける勢力範圍の分割が行れない限りは、英露兩國の恐るべき衝突は避くべからざるものであつた。

次にチベットに於ては、其の嚴重なる鎖國主義に對して英國の印度よりの北進も之を如何ともなし得なかつた

一八九九年三月に於ける印度總督の報告に、「吾人は循環論法の中を動きつゝあるが如し。チベットに照會せば、返答を得ざるか或は支那駐在官を指示さるゝのみ。後者に照會せば、彼はチベットに何等かの壓迫を加ふる力無き事により其の失敗を謝するのみ。」とあるはよく之を示して居る。然るに宛かも此の頃シベリアの佛教徒 Dornier なる者、チベットを巡視し、露國に保護を求むべきをチベットに教へ、露國としては英國との抗争に對する抵當としてチベットに勢力を張るべき事を主張し、此の人物が一九〇〇年九月露都に於て皇帝の歡待を受け、英國の感情を大いに害した。喇嘛教主と好を通ぜんとする三度目の試みが失敗に歸するや、印度總督は遂に強硬なる態度に出で、Sikkim 州に於ける英國理事官はチベットの侵入せる地方に標柱を建て、此の柱にして倒されんか、英國は Chumbi Valley を占領すべしと提議し、本國政府の承認を得るや、英國理事官は一九〇二年夏 Sikkim の北方に進み、チベット人に國境内に退くべく命じた。一九〇三年一月印度政府は更に重大なる派遣隊の計劃を提議した。これチベットと英國との全政治的關係を一舉に解決せんとするものであつて、後に述ぶる Younghurst mission である。

中亞に於ける英露衝突の第三の問題はアフガニスタンであつて、此の地に於て兩國勢力は十九世紀半ば以來永く争ひ來つた。抑々國王 (Amee) は英國の財政的支配下にあり、此の地は英國の勢力範圍に屬するものとされて居た。即ち、一八八〇年 Abdurrahman を國王に承認する時英國は、外國の侵入に對して援助を與ふべきを約し、八萬ポンドの年金を與へた。其の代償として國王は外交問題に於て、英國の意見に従ふ事を約した。此の協定は一八九三年に再び確認され、年金も増額された。之にも拘らず、露國の經濟的進出は大いに盛んで、New

よりアフガニスタンの國境まで鐵道が敷設され、露國の國境軍は増大された。南阿戰役によつて英國の勢力が弱まつたに乗じて、Buchara よりアフガニスタン政府と正式の交渉を結ぶに至つた。斯かる露國の行動は英國の有するアフガニスタン外交問題支酒權と一致せざるものなり、との英國政府の抗議も露國の無視する處であつた。而かも王位の更迭あるや新國王 Habibullah は露國の保護を頼んで、一九〇一年に英國の年金を突返し、印度訪問の招待をも拒絶した。斯くてアフガニスタンが露國の支配下に陥る危険は頗る大と成るに至つた。英國としては、斯かる現存の状態の變化を企つるが如き露國の侵略を到底甘受し得ず、時宛かも南阿戰爭は一九〇二年五月終了し、同年一月の日英同盟は英國の東洋に於ける一般的地位を大いに強め、殊に日英同盟の交渉によつて、日本が早晚露國と戰ふに至るべき事を確信した。されば一九〇二年に至つて英國の露國に對する抗議は次第に強硬と成り、露國も遂に眞面目なる交渉を回避し得ざるに至つた。而して此の交渉は單に個々の抗爭點に止らず、英露一般關係に就て討究さるゝ事と成つた。(一九〇〇年二月より一九〇四年四月に至るアフガニスタンに關する英露の交渉に就ては、No. 465, Memorandum respecting Russia and Afghanistan. Oct. 14, 1903. 及び No. 466, Memorandum on Russo-Afghanistan Relations. Dec. 11, 1905. 二詳)。

英露協商交渉の歴史は之を三期に分ち得る。第一期は一九〇三年十一月より日露戰役の勃發まで、第二期は日露戰役時代、第三期は一九〇五年九月のポーツマス平和より協商成立に立る迄である。

一九〇三年八月十二日の英國外相と露國大使との會見に就いては、既に先に述べたが、其の後大使ベンケンドルフは歸國して居た。其の間に彼は秋の始めに露都に於て露國外相 Tamsdorff と、更に十一月始め外相がバリ

を訪問するや同地に於て、英露關係に就て議する處があつた。ラムスドルフは大體英國に對して好感を有して居り、英露關係を良好せしむるが爲に英國外相と商議すべき事をベンケンドルフに命じたのである。故にベンケンドルフは歸任するや十一月七日英國外相を訪れ、此處に英露了解の最初の交渉が開始さるゝに至つた。勿論第一期の交渉に於ては、警戒的な探り合ひの状態を脱しなかつた。

而して其の發意は英國側にあつた。此の會見に於て英國外相は、アフガニスタンの問題に關して露國の取りし態度は英國に最も悪き印象を與へ、又極東問題に於ても露國の明確なる要望の明かならざる爲に英國としては頗る困惑せる旨を述べた(Vol. II. No. 258)。更に十七日の會見に於て、時宛かも既述の Young-husband 大佐の遠征隊が將にチベットに向つて進まんとするの報道を得た露國大使は、之に對して抗議を申込んだが、英國外相は之を鋭く拒絶し、*"I felt bound to add that it seemed to me beyond measure strange that these protests should be made by the Government of a Power which had all over the world never hesitated to encroach upon its neighbours when the circumstances seemed to require it. If the Russian Government had a right to complain of us for taking steps in order to obtain reparation from the Tibetans by advancing into Tibetan territory what kind of language should we not be entitled to use in regard to Russian encroachments in Manchuria, Turkestan, Persia (and elsewhere)."*と述べた(No. 289)。而して英國外相は、英露の了解に關して露國側の具體的なる提案を求めたが、露國大使は之を爲すの權限を未だ有せずと答へ、外相を失望せしめた(No. 181a)。

其の後露國大使は Windsor 離宮に赴き英國王に拜謁したが、此の時國王は英露接近の問題に關して熱心に語り、「抗爭中の種々なる點に關して兩國政府間のより良き了解を成立せしむるが爲に大いに努力すべし」との希望を大使に告げた (No. 182)。これ國王の協商政策に對する熱意を示すものである。而して大使は此の滞在中英國外務次官補佐 Hardinge と十一月二十二日長き會談を爲したが、これは英露接近の初期の状態をよく示したものである (No. 181b)。

ハーディングは、アジアに於ける英國の政策が従來現狀維持を目的とせるに反し、露國は常に侵略的政策に出づるは頗る遺憾なりとしたが、露國大使は敢てこれに反對しなかつた。兩者の論議は先づ滿洲より始つたが、大使は現在露國には滿洲撤兵に關して賛否の二論あつて決せず、英國が此の撤兵を固執せざらん事を請ひ、之に對してハーディングは滿洲の門戸開放の維持を要求する處があつたが、露國大使は之を約する事は出来るが關稅の問題に關して餘りに英國が強く主張せざらん事を請うた。アフガニスタン、チベットに關しては、露國は此等が英國の勢力範圍下にあるを認めたが、たゞ非政治的問題に關してアフガニスタンとの直接關係を有すべき權利を欲し之に關する規定の遵奉は露國として保證する處である。ペルシアに關しては露國勢力範圍は南北に分つ事に反對し、ヘルシア灣に於ける "Abouche commercial" 即ち南部への鐵道 (但し軍事的施設を爲さず) を要求したが之に對しハーディングは、ペルシア灣に於て他の強國に特權を決して許す事は出来ないと答へた。最後にハーディングは、露國が既に其の手を延しつゝある Seistan はアフガニスタン及び印度と境を接し頗る重要なれば、此地に於ける露國の優越を許さないと述べたが、之に對し露國大使は Seistan が英國の勢力範圍内にあるを認める

と答へた。而して大使は此の會談に於て、本國より訓令を受け居らずと述べて居るが、大使の言が或る程度まで露國外相其の人の意見の表現と見て差支へなしと、ハーディングは其の報告に於て書いて居る。

斯かる交渉に於て露國は頗る飄蕩恣肆の態度に出たので、交渉は殆んど進捗を見せなかつた。露國は、或は回答を遅らし、或は特殊のアフガニスタン問題に強硬なる要求を爲し、一九〇三年十月六日の通告の如きは、ハーディングをして“peremptory in tone and almost discourteous in its terms”と云はしめた程であり、或は又反對に、既に述べた如く十一月七日露國大使が本國よりロンドンに歸るや英國外相に、友誼的了解到達せんとする露國政府の頗る懇篤なる希望を述べた。兎に角、英國が明確なる提案を要求せるに反し、露國は常に自己の目的に關する明確且つ拘束的なる返答を回避して居たのである。

以上の如き第一期の英露交渉は、日露戰役の勃發（一九〇四年二月十日宣戰）によつて其の進行を阻止さるゝの止むなきに至つた。日本の同盟國としての英國の輿論は勿論日本に味方したが、英國政府は嚴立中立を維持した。然るに一九〇四年四月八日の英佛協商の成立は、英露の接近に新局面を與ふべきものであつた。英國王エドワード七世が、英佛協商を更に完全ならしむるが爲に英露の了解を成立せしむるに大いに熱心なる事は既に見た處であるが王は一九〇四年四月コペンハーゲンに赴き、此の地に於て十四日、將來の露國外交に最も重大なる役割を演ずべき *Istolsky* と會見した。此の際王は、新たに成つた英佛協商を段階として英露兩國間の諸問題を解決し、兩國の關係を友誼的ならしむるに大なる希望を有する旨を述べた。これ、英露接近の促進に頗る明確なる一步を踏出したものである (*See, King Edward VII. Vol. II. pp. 284-7.* に詳し)。當時イブズルスキイは、

コペンハーゲン駐在露國公使として未だ重要な地位には居らなかつたが、彼の野心はより高き昇進を望んで止まなかつた。今や英國主より斯かる重大なる提議を受けて大いに喜び、英露の接近を以て今後の彼の政策の主要目的とするに至つた。英國王は歸國後も更に、露國大使ベンケンドルフと再び同様の問題に就て語つたのである。

四、五、六月に於て英露妥協に關する交渉の繼續が英國側より屢々要求されたに拘らず、露國は日露戦役の爲に何等かの決定を與ふるを回避した事は英國文書の示す處である。併し英國としては一度び開始された交渉を放棄せんとは欲せず、殊に戦役中英國の好意を得る爲に露國としては必ず交渉に應じ來るべしと信じた。勿論露國としても英國の要求を排する譯ではなく、五月四日ベンケンドルフが英國外相に與へし露國外相のメッセージによれば、「日本との戦は現状を交渉開始に不利なるものとせり、されど露國政府は、若し英國政府にして確立される事を欲する公平なる條件を明確に決定するならば、誠意ある了解には決して反對し來らざりき。……英國の極東戦中の態度が其の與へし保證と一致し續くるならば、戦の終末が此の問題（英露了解）の交渉を開く機會を與ふるや否や、露國は兩國政府に關する凡ゆる問題に就て出來得る限り完全なる了解に達せん事を最も欲するものなり」とある（No. 184）。日露戦役は單に日本のみならず又英國の利害をも擁護すべき性質を有して居た。而かも英國が戦役中、日本の敵たる露國と接近の交渉を爲せるが如きは、英國外交の陰險さをよく示すものである。勿論英國は、其の交渉に於て露國をして出來得る限り讓歩的たらしむる爲に、露國の戦敗を望んで居た。日本に對する勝利が露國をして更に傲慢たらしむべき事は、少し前駐英露國大使と成つたハーディングが Witte と六月三十日爲した會談によつて明かである。キツテは、露國が日本に勝たば、滿洲撤兵はおろか、更に朝鮮をも手中

に入るべしと露骨に語り、英國が其の際露國の極東政策に反對するも其の試みは全く孤立無援と成るべし、何とならば獨逸も佛國も露國反對の態度を取る事はなしと皮肉つた。斯かるキツテの言は、日露戰役なるものゝ國際的意義をよく暗示せるものと云ふべく、若し戰が日本の敗北に歸して居たならば、極東問題は勿論、其の後の歐洲國際關係は重大なる變化を受けたものと推する充分の根據がある。

上述の如き戰役初期に於ける英國の露國接近に對する要望は、英國皇帝の好意をも受け、英國大使ハーヂングが五月二十六日露國皇帝に其の信任狀を奉呈し、兩國間の最も友誼的なる關係を作らん事に對する英國王の熱心なる希望を述ぶるや、皇帝之に感謝して「そは亦朕の熱烈なる希望なり」と答へた(No. 187)。斯くて露國は、最近成立した英佛協商に明確なる承認を與へて其の好意を示した。

之に對し、英國としてはチベット問題に關して六月二日、*Younghusband Mission* はチベットの占領或はチベット問題に對する永久的干渉を齎すものに非ず、該進出はたと満足を得んが爲に爲されしもので、賠償を得れば直ちに撤兵さるべきものである、決してチベットに於ける永久的派遺隊を建てんが爲に準備されしものに非ざる旨を露國に通告した(No. 293)。露國は此の英國の聲明を喜んだのであるが、一方 *Younghusband Mission* は遂に八月三日チベットの都 *Lhasa* を武力的に占領し、九月七日英國チベットの間に *Lhasa Convention* の成立を見た(No. 298)。之によれば、チベットは一八九〇年の露支協定を尊重し、該協定の第一條に従ひて國境標柱を建つべし(第一條)、三箇所に貿易市場を開くべし(第二條)、チベットは相互に規定されし稅率以外の如何なる稅をも徴し得ず(第四條)國境より市場に至る道路を開放すべく、三市場にチベットの代理者を置くべし、

(第五條) チベットは賠償金として五十萬ポンドを毎年十萬ルビー宛七十五年間に支拂ふべく、其の支拂完了迄英國は保證として Chumbi Valley を占領す(第六、七條)、首都に至る道路の凡ゆる要害を破壊すべし(第八條) チベット政府は豫め英國政府の承諾を得るに非れば、(a)チベットの領土の如何なる部分も他強國に讓渡、買却租借、抵當或は他に占有の爲に與へられ得ず、(b)他列強がチベットの問題に干涉するを許さず、(c)他強國の代表或は代理をチベットに置くを許さず、(d)鐵道、道路、電信、鑛山其の他の利權を他強國或は其の人民に讓渡さるゝを許さず、斯かる讓渡が承認さるゝ場合には同様なる讓渡を英國に爲すべし、(e)如何なるチベットの收入も他強國或は其の人民に質入或は委託され得ず(第九條)。以上の協定の内容を見るに、最後の第九條の如きはチベットに對する露國の野心を完全に封じ去りしもので、此の條約は確かに英國外交の大成功と云ひ得る。斯かる條約に對して露國は頗る不滿を抱き英國に強硬に抗議し、先の六月二日の英國外相の聲明に違反せる旨を責めたのである(Nos. 299, 301)。

更に英露間に問題を起したのは、日露戦争に關聯した、露國の黑海艦隊の問題であつた。露國の軍艦のダグネルス海峡通過の問題は既に一九〇二年に起り、此の年八月露國は四隻の水雷艇の海峡通過を要求し、九月サルタンは條件付きにて之を許可した。駐土英國大使は一九〇三年一月六日、土耳其に右の條約違反の事實に對する抗議を提出し、英國も機會起らば同様の特權を要求すべしと述べた。日露戦役の勃發によつて、露國が其の黑海艦隊を日本方面に派遣したとき事山々なるは當然の理であるが、英國政府としては國際條約尊重の上より、將た又日本に對する配慮より、露國軍艦の海峡通過に斷固たる反對を唱へて居た事は、一九〇四年二月二十七日英國外

相が日本公使林子に、戰勃發の際露國軍艦のダーダネルス通過を重大なる條約違反と認むべしと告げし事、(No. 40)。又四月二十九日に於ける外相と佛國大使との會談に於ても明かであつた (No. 43)。然るに露國は早くも四月二十五日土耳古政府に、黑海艦隊の海峡通過の許可を求めた。駐塙牧野日本公使を経て駐塙英國大使より此の事實の報道を得たランスタウンは、六月七日駐土大使に、英國は該問題を嚴重に監視せる旨を土耳古政府に述べべく命じた (No. 45, 46)。然るに土耳古政府は遂に露國の強き要求に抗し兼ね八月八日、全航海中商船旗を掲げ軍需品或は武器を載せず巡洋艦に變化されざる事を條件として、露國義勇艦隊(露土戰役の際建造されしもの、平時は商船を掲ぐ)の海峡通過を許可するに至つた (No. 49)。斯くて二隻の義勇艦 "Smolensk"、"Petersburg" は上記の條件の下にボダ海峽を通過した。然るに此の二隻は地中海に出るや軍艦の如き行動に出で、紅海に於て英獨の船を抑留し、英國の "Malacca" 號の如きは船内搜索を受け捕獲船としてスエズまで歸航を命ぜられ、更に露國捕獲審判所の存する Tibau 港に至るを命ぜられた。又英國の "Ardora"、"Fornosa" 號も捕獲された。之に對し英國は強硬なる抗議を爲し、"Malacca" の釋放を要求した。露國も之に應じたが、尙ほ船貨を中立港に於て検査すべき事を主張した。又同じ頃ニューヨークより横濱に赴いた米國貨物を積んだ "Kinicht Commander" 號が、戰時禁制品の嫌疑で露國の浦鹽艦隊の爲に撃沈された。上述の二隻の義勇艦は更に喜望峰の沖で再び活動したが、露國の要求により英國巡洋艦がこれを搜索に赴き、遂に Zanzibar で之を捕へた。然るに露國は狡猾にも、此の二隻の義勇艦を巡洋艦に變じ各々 "Rion"、"Dniepr" の新艦名を與へ、十月二十八日正式に之を發表した (No. 50)。而かも更に其の後十一月始に土耳古は、露國の義勇艦五隻と Russian Steam Nav-

igation Company の船二隻の海峡通過を許可した (No. 51)。斯かる露國の行動に對して英國は大いに怒り、上記の "Smolensk" "Petersburg" が名を變へて巡洋艦として Liban 港より出發せんとし居る事に就いて、ランズダウンは十一月三日露國大使に、露國の僞瞞的行爲を嚴重に抗議した (No. 52)。露國の黒海艦隊をバルト艦隊と合して東洋に向はしめんとする露帝の希望に對しては、獨帝は十月十日親書を以て其の計劃を煽動する處あつたが、露國としても英國の反對を無視し得ず、結局黒海艦隊は日露戰役中活動を封じ去られた。

然るに更に新たな問題が英露關係を緊張せしめた。これ即ち Dogger Bank 事件である。東洋に向ふ爲 *Cornwall* 港を發した露國のバルト艦隊は、日本が北海に水雷艇を派遣したとの誤れる風説に頗る神經を失して居たが、十月二十一日夜同艦隊に屬した運送船 *Kantschaka* は諸威及び丁抹の漁船を日本の水雷艇と誤り、之を砲撃して去らしめた。此の報を得た提督 *Fojdstrensky* は愈々日本水雷艇の存在を確信し、同日眞夜中過ぎ、宛かも北海 *Dogger Bank* に於て漁業に従事して居た *Hull* の "Gamecock" 漁船隊約五十隻を、日本水雷艇と信じ、何等の警告なく之に砲火を浴せ多大の損害を與へた。此の事件は勿論英國の輿論を大いに激昂せしめ、*Rosebery* 卿の如きは "unspeakable outrage" なりと攻撃した。併しながら、英國として此の問題に餘り強硬なる態度を取る事は、英露交渉の將來に於ける繼續を不可能ならしむべしと考へ、一方露國に於ても日本との戰に於て英國の感情を害するは頗る不得策である。斯かる兩國の立場は、輿論の激動にも拘らず、兩國政府をして冷靜に事件を解決せしむるに至つた。即ち、十月二十五日露帝は該事件に關して深き遺憾の意を表し、事情判明次第適當なる賠償を爲すべきメッセージを英國大使に與へた (No. 11)。佛國外相 *デルカッセ* は此の問題解決の爲

に調停を試み、數次の交渉を経て、十一月二十五日露都に於て協定成り(No. 25)、事件の調査を英露米佛の四人の海軍士官に委任する事となり、此の委員會は十二月二十二日より其の調査を進め、一九〇五年二月二十五日の報告によつて、露提督の過失が認められ、問題は無事解決した。

此の事件に於て英國が融和的態度に出た事は、駐露英國大使の十一月七日附の外相に宛てた書に明かであつて大使は、露國に於て對英戰の聲が民衆の間に大なる故に、賠償要求に於て餘り強く要求せざらんやうに警告し、「若し斯かる戰にして起らんか、余の確信によれば、露國政府は其の最初の機會を捕へて日本との平和を補綴し極度に不人氣なる戰を中止し、斯くて露國陸軍を解放して、其の全軍力を印度に對する決定的なる攻撃に集中せしむべし」と述べ、運輸上の困難は此の場合日本との戰よりも少く、而かも日本は印度防禦の義務を有せずと論じた。此のハーヂングの報告に對して英國王は、「a very interesting dispatch and one that raises serious reflections for certain eventualities」と註した(No. 26)。佛國が英露の了解を望める事は明かであるが、十二月二日附のハーヂングより外相に宛てた書によれば、數日前彼が佛國大使 *Bompard* を訪れた時、同大使は次の如く語つた。英國の諸新聞の過激なる論調の爲に露國の輿論は日露戰役の始以來、英國に強き反感を有して居た。之に反し獨逸政府は自國新聞の操縦に巧妙で、獨逸が露國に友誼的感情を有せりとの印象を露國に與へる事に成功した。されば英國に於ても斯かる方面への努力が望ましい。明年日露の講和交渉の行はる際の英國の態度は、將來二十九年間の英露關係を決すべきものである。日露戰役によつて獨逸のみが利益を得、ベルリン會議以來失つた露國に於ける自國の立場を恢復しつゝある。若し英國政府にして明年も、過去一年間に於けるが

如き緊張關係を露國に對して維持するならば、英露接近の望みは全く失はれる。以上の如き駐露佛國大使の言と同様の事を駐英佛國大使が英國外相に述べた事は、同書の註に見ゆる處であつて、佛國が獨露の接近を恐れ、露國との了解の爲に英國が更に努力すべきを切望せる事が明かである。英國王が右のハーディングの書に對し "A most important conversation" と註せるは、協商政策に熱心なる王として當然であつた (No. 58)。

併しながら英國は他方アフガニスタンに於て、露國が南阿戰爭を利用して同國に勢力を伸した返報として、英國は日露戰役を利用してこれが恢復に努力し、一九〇四年末印度政府外相 Dene の率ゆる派遣隊は Kabul に至り、一九〇五年三月二十一日の條約で、英國の監督下に英國の年金を再び受ける事をアフガニスタンに約さしめた。

之に對し露國は既に二月、英國がアフガニスタンを併合或は占領するに非ずやとの抗議を發したが、露國の態度は、最早從來の如く強硬ならず、結局露國は、アフガニスタンが全く露國の勢力範圍外にあるを承認し、たゞ地方的性質の非政治問題に關して露國とアフガニスタンの國境官吏の間の交渉に就て何等かの協定を欲するのみとした。之に對し英國外相はアフガニスタンに關する成文の承認を露國より得んと欲したが、露國外相ラムズドルフは、極東問題が未だ解決せざる今、さなくとも激化せる露國の輿論を、中亞に於ける英國への讓歩によつて更に強烈ならしむるを恐れて、此の問題の論議を再び開く事を好まなかつたので、兩國の交渉は一時頓座した (No. 466. (a) (b))。

然るに、日本海々戰 (一九〇五年五月二十七日、八日) に於ける露國の決定的敗北は、英露の接近に新局面を與ふべきものであつた。(未完)